

再生碎石に石綿混入

京阪神64力所調査うち63力所で

民間団体発表

関西各地の駐車場や公園で砂利として使われている、建築廃材を再利用した「再生碎石」から、人体に有害なアスベスト（石綿）が相次いで見つかったと、民間団体「関西労働者安全センター」などが30日、発表した。幾重にも規制の網がかけられたはずの石綿が、リサイクルの流れに乗って生活の足元に舞い戻ってきた格好だ。（千葉雄高）

廃材処理に問題か

センターによると今年9、11月の計7日間、大阪と京都、兵庫の2府1県の市営住宅の駐車場や解体現場の跡地

など、再生碎石が使われている64力所で碎石を集めて分析。大阪、京都、神戸、豊中、尼崎各市の計63力所の碎石に、石綿を含む碎石が交じっていることがわかった。石綿は吸い込むと数十年後に悪性がんの中皮腫や肺がんを引き起こす。調査に参加したNPO法人東京労働安全衛生センターの労働衛生コンサルタント、外山尚紀さんは「石綿は碎石に封じ込められているため飛散するリスクは低い、車に踏まれたり子どもが触ったりすることもあり安全とは言えない」と指摘。一方環境省は、同様に石

再生碎石

建物の解体、改築などで出た廃材のコンクリート塊などを、一定の大きさに砕いた製品。解体業者から破砕業者に廃材が持ち込まれ、年間約4100万トン（国土交通省調べ）生産される。屋根や壁に使われるスレート材は2004年以前はセメントに石綿を混ぜてつくられたため、再利用される廃材に紛れ込めば再生碎石として出回ることになる。

綿を含む碎石が8月に見つかったさいたま市などで大気中の石綿濃度が一般環境と差がなかったことから「健康に影響が及ぶ可能性は極めて低い（大気環境課）」としている。民間団体が問題視するのは、廃材再利用のルートに乗

って石綿を含む建材までが処理されている実態だ。関西労働者安全センターの片岡明彦事務局長は「解体や碎石に携わる労働者に加え、現場周辺の住民も飛散した石綿を吸う可能性がある」と指摘する。

建設リサイクル法は、石綿などの異物が交じらないよう、再利用する建材を分別することを求めている。廃棄物処理法も、廃材の破砕や切断で石綿が飛散しないよう処理することを定めている。

しかし、建設現場の実情に詳しい全京都建築労働組合の吉岡徹副委員長によると、石綿を飛散させずに解体するには通常の数倍もの費用がかかり、工期も大幅に延びる。石綿の危険を無視して安く解体

する業者もあり、「仕事は違法な解体をする業者に流れてしまい正直者が馬鹿を見る構図。こうして解体された石綿含有建材が、再生碎石に交ざってしまった」と話す。国土交通省も「建設業界に構造的な問題があることは認

識している」（建設業課）とし、9月に環境省、厚生労働省と合同で建設、解体、廃棄物処理などの業界団体に適正処理の徹底を求めた。外山さんは「解体工事の管理監督の強化や、違反の罰則強化などを急ぐべきだ」と話している。